

困難な問題を抱える女性関連施策の取組状況

1 相談事業

(1) 相談窓口

①女性相談窓口

日時：月・火・木 10時～12時／13時～17時

内容：女性が抱える悩みや困りごと（DVなどの暴力、夫婦関係、男女関係、親子関係、生活の行き詰まりなど）について、女性相談支援員が面接および電話相談に対応

②人権悩みの相談室

日時：月・火・水・金・土 9時～12時／13時～16時

内容：女性相談員がDVをはじめとする人権に関する悩みごとについての面接および電話相談に対応

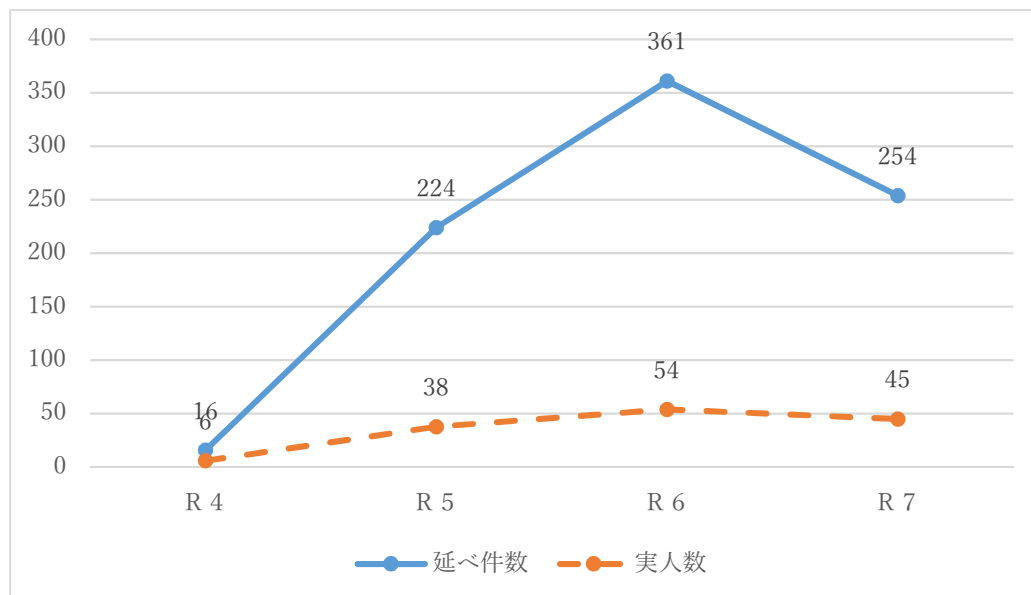
※必要に応じて出張相談や寄り添い相談を実施

※女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、11月に夜間電話特設相談を実施

③協働人権課

内容：主に行政支援についての相談に対応

<相談件数>



※R4年度は12月～3月まで、R7年度は4月～12月末までの件数

(2) 藤井寺市人権相談ネットワーク会議

DVをはじめとする人権課題の相談に関する庁内の連携協力体制の強化を図るために設置しており、年1回程度の実務者会議を実施

2 啓発事業

事業名	内 容
女性相談窓口周知カード	市内公共施設の手洗い場に女性相談窓口を周知するカードを設置。
女性相談窓口周知シール	市内公共施設のトイレの個室に女性相談窓口を周知するシールを設置。
広報紙（広報ふじいでら）	女性相談窓口の各種相談に掲載。 また若年層の性暴力被害予防月間（4月）、男女共同参画週間（6月）、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）に合わせて掲載した啓発記事に相談窓口として掲載。
男女共同参画推進講座	男女共同参画推進講座を実施 ・パートナーとのコミュニケーションについて考える～そのモヤモヤの正体は？～（R6）
男女共同参画フォーラム	男女共同参画フォーラムを実施 ・わたしたちの「痛み」の話をしよう～すべての女性のための人生講座～（R6）
デートDV出前講座	市内の中学校や高校に出向いてデートDVについての講義を実施 ・令和5年度実施 2校 ・令和6年度実施 3校
男女共同参画情報誌「まい・ゆあ・せるふ」	女性支援法やデートDVなどを取り上げる啓発誌を作成して配架・配布
動画配信	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、DVについての啓発動画を藤井寺市公式YouTubeチャンネルにて配信
ライトアップ	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、市役所本庁舎の8階をパープルにライトアップ ※児童虐待防止の啓発と連携して実施

3 課題

- (1) あらゆる層への相談窓口の周知
- (2) 各窓口職員のスキルアップおよび連携強化
- (3) 若年層に向けた啓発の推進

藤井寺市人権相談ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 人権相談及び支援の充実を図るため、各種相談窓口相互の情報交換及び相談のノウハウを共有するための連携協力体制を確立し、市の組織全体で人権問題を解決できる仕組みづくりを進めることを目的として、藤井寺市人権相談ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的達成のため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 相談事例及び対応困難事例の対処方法の研究(ケース研究)に関すること。
- (2) 複数の窓口が関係する相談事例に対する、迅速かつ的確な取次ぎ及び支援のためのマニュアル作成並びにサポート体制の研究に関すること。
- (3) 人権情報及び各窓口の専門情報の共有化並びに相談員の資質の向上に関すること。
- (4) その他相談者への支援に必要と認めること。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、税務課、市民課、協働人権課、商工労働課、環境衛生課、福祉総務課、生活支援課、高齢介護課、健康・医療連携課、保険年金課、子育て支援課、こども育成課及び学校教育課の実務担当者によって構成する。

(委員)

第4条 ネットワーク会議の委員は、前条に掲げる課の長が推薦した者とする。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて市民生活部協働人権課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、市民生活部協働人権課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。